
令和6年 第3回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和6年9月24日（火曜日）

議事日程（第4号）

令和6年9月24日 午前9時03分開議

- 日程第1 議案第69号 鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について
- 日程第2 議案第70号 鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更について
- 日程第3 議案第71号 島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第4 議案第72号 請負契約の変更について（令和6年度新横立団地長寿命化（外壁改修工事））
- 日程第5 議案第73号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第74号 吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第75号 吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 吉賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第77号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第79号 令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第80号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第81号 令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第82号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第83号 令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第84号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第1 同意第14号 吉賀町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第17 発議第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）
- 日程第18 発議第4号 賃金引上げ分への支援等で営業を守ることを求める意見書（案）
- 日程第19 決算審査特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第69号 鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について
- 日程第2 議案第70号 鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更について

- 日程第3 議案第71号 島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第4 議案第72号 請負契約の変更について（令和6年度新横立団地長寿命化（外壁改修工事））
- 日程第5 議案第73号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第74号 吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第75号 吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 吉賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第77号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第79号 令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第80号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第81号 令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第82号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第83号 令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第84号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第1 同意第14号 吉賀町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第17 発議第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）
- 日程第18 発議第4号 賃金引上げ分への支援等で営業を守ることを求める意見書（案）
- 日程第19 決算審査特別委員会委員の選任について

出席議員（10名）

1 番 桜下 善博	2 番 村上 定陽
4 番 桑原 三平	5 番 河村由美子
6 番 松蔭 茂	7 番 河村 隆行
8 番 大庭 澄人	9 番 藤升 正夫
11 番 庭田 英明	12 番 安永 友行

欠席議員（2名）

3 番 三浦 浩明	10 番 中田 元
-----------	-----------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳	副町長	赤松 寿志
教育長	中田 敦	教育次長	重藤 剛
総務課長	野村 幸二	企画課長	深川 竜也
税務住民課長	山根 徳政	保健福祉課長	中林知代枝
医療対策課長	渡邊 栄治	産業課長	堀田 雅和
建設水道課長	河野喜代志	柿木地域振興室長	深川 千恵

午前 9 時 03 分開議

○議長（安永 友行） それでは、ただいまの出席議員数は 10 人です。今日より 3 番、三浦浩明議員が入院加療のため欠席をされますので、報告をしておきます。

なお、議題に入る前に、先日、一般質問 2 日目、5 番、河村由美子議員の発言の中で不規則発言がありました。本人の申出により、議事録並びにケーブルテレビ放送において、その部分を削除いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 異議なしと認め、削除についてはそのようにいたします。

それでは定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は先ほどお手元に配付したとおりです。

なお、9 月 13 日に提出がありました要望第 1 号農業用水路の移設及び町道広石線の道路拡張整備並びに国道下の用水路の堆積物処理に関する要望書は、お手元に配付した陳情・請願・要望等文書表のとおり、経済常任委員会へ付託することにしました。

それでは日程に入ります。

日程第 1. 議案第 69 号

○議長（安永 友行） 日程第 1、議案第 69 号鹿足郡不燃物処理組合規約の変更についてを議題とします。

本案については質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9 番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫） 位置の変更であります。変更というか、表記を本来の位置にするということですが、なぜ役場の住所のままであったのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政） おはようございます。お答えいたします。

鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について、事務所の位置について、元々の位置が役場の住所となっておったことについてでございます。

詳細については不明でございますが、管理者の位置としてあった役場が事務所の位置というふうになっておったのではないかと、これは私の思いでありますけれども、庁舎が事務所の位置であったということで、元々の規約のほうには記載をされておったのではないかと考えられますが、実際の事務所については、幸地の地番にあるということが判明いたしましたので、今回、合わせる形で改正したいというものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行） ９番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫） 管理者の住所ということで今、言われましたけれども、当時そういうふうにするという国からの指導等があったのか、また、本来どうすべきかということについて言いますと、常にこういう規約等についてチェックをするということについての基本的な見解について、町長に基本的な見解の部分で、本来こういう一部事務組合等の規約等、また規則等について、管理者としてどうするのが望ましいというふうに考えているか、その点、お聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） まずは事務的なチェックが遅かったということに尽きると思います。今回の鹿足郡不燃物処理組合もそうでございます。後ほどの議案であります、養護老人ホーム組合の規約についても同様でございますけれども、これも私も確たるものを持ちえてはおりませんが、平成１７年の訓令ということになろうかと思います。１７年、合併のときにいくつかの整理をしたものというふうに私は認識しておりますが、そのときがまずどうであったかということに戻るんだろうと思います。旧柿木村、旧六日市町の２つの町村で一組として行っておりますのは、この養護老人ホーム組合と不燃物処理組合、さらには今度は津和野町が入ってくるわけでございますが、そのときの事務精査が、少しチェックが足りなかったのではないかとこのように思っておりますけど、管理者を置くところが要するにこの事務所の所在というのは、いささか疑念があるところでございますので、やはりその施設があるところをもってその事務所の所在とするのが妥当だというふうに思っております。

ということになりますと、不燃物処理組合で申し上げますと、現在の幸地にあります不燃物処

理場、それから養護老人ホーム組合につきましても同様に、今、銀杏寮がありますこの施設のところが事務所の本部でございますので、そちらのほうに所在の住所を定めるのが適切であるというふうに思っております。

解釈はいろいろあろうかと思いますが、私はやはり本来はそうした形で整理するのが妥当だと思いますので、いささかチェックをするのがかなりの年数、時間が経って本日ということになっておりまして、大変御迷惑をかけているところでございます。

同じように、津和野町議会のほうにもこの2つの案件については、規約の変更をお願いしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、議案第69号鹿足郡不燃物処理組合規約の変更についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（0名）

日程第2、議案第70号

○議長（安永 友行） 日程第2、議案第70号鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更についてを

議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第70号鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（0名）

日程第3. 議案第71号

○議長（安永 友行） 日程第3、議案第71号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） それではお聞きをいたします。これは被保険者証というのがなくなって資格確認証等というふうになるわけですけれども、変更しないことを選択した場合に発生する問題はあるか、お聞きします。

○議長（安永 友行） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） 失礼いたします。この９月議会におきまして、島根県内１９市町村に、この広域連合の規約の一部改正というところで、全県の議会で議決を賜りまして、１０月以降のところで県へ許可申請を出して、１２月から廃止をするという流れになっております。したがって、吉賀町で例えば否決ということになりますと、規約変更ができないということが生じてまいります。

○議長（安永 友行） ９番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫） それでは、変更後のところにあります資格確認証でありますけれども、これは法律上の交付の義務がありますか、お聞きします。

○議長（安永 友行） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） 失礼いたします。法律上の義務はございません。

○議長（安永 友行） ９番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫） もう１点、最後ですけれども、医療機関側のトラブル、これは読み取りの装置等が正常に働かなかつたりとか、そういう場合でありますけれども、そういうところで、負担の割合が本来の負担割合でないものとして出されるというトラブルの発生の可能性について、そういうものがあるか、ないかについてお聞きします。

○議長（安永 友行） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） 失礼いたします。まず窓口でマイナ保険証等で確認がもしできなかった場合がございますが、通常、医療機関に被保険者証を持って受診をするということになりますが、その際、忘れて行くということもございます。そういった場合は、受診された方から各保険者の情報を医療機関がお聞きをして確認をするという手続きが必要になってくるかと思えます。不明で１０割負担等になるということは、考えにくいというふうに考えております。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。９番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫） それでは、ただいま議題となっております、議案第７１号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてに対する反対の討論を行います。

この変更は、被保険者証をなくすことによって、その被保険者証の返還、引渡しであったり、返還の受付というものをなくすものではあります。被保険者証をなくすことそのものが、本当に診察を受けようとする人たちであったり、今度は診察の受付をする側の医療機関にとって負担となるということが予想されるものです。特にカードリーダーは機械です。ということは故障も

あります。小さな医療機関では複数の機械をはなえることは、ほぼほぼ不可能です。そういう中で、今、答弁もありましたけれども、そういう場合に保険者のほうに問い合わせをしたり、いろいろなことが必要となってくる。それよりは、今の被保険者証そのものの存続があれば済む話ですので、そういう対応として、本来は進めるべきであるというふうに考え、反対の討論とします。

○議長（安永 友行） 続いて、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第3、議案第71号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（7名）

桜下 善博
桑原 三平
松蔭 茂
庭田 英明

村上 定陽
河村由美子
大庭 澄人

反対（2名）

河村 隆行

藤升 正夫

日程第4. 議案第72号

○議長（安永 友行） 日程第4、議案第72号請負契約の変更について（令和6年度新横立団地長寿命化（外壁改修）工事）を議題とします。

本案についての質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） 工事の追加が必要となる、工事の対象となる棟数について、いくらであるかお聞きいたします。

○議長（安永 友行） はい、山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政） 失礼いたします。対象となる棟数につきましては、新横立団地
8棟16戸全ての団地が対象になるということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第72号請負契約の変更について（令和6年度新横立団地長寿命化（外壁改修）
工事）を採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、
本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

桜下 善博

村上 定陽

桑原 三平

河村由美子

松蔭 茂

河村 隆行

大庭 澄人

藤升 正夫

庭田 英明

反対（0名）

日程第5. 議案第73号

○議長（安永 友行） 日程第5、議案第73号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例
の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、
庭田議員。

○議員（１１番 庭田 英明） この時間枠と月額がありますが、この数値の元となったものは何かということをお聞きます。

○議長（安永 友行） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） お答えします。時間額、あるいは月額の基準額となった金額については、特にございませ。ございませが、ほかの報酬等にならってこの金額が適当だろうというところで設定をしております。

以上です。

○議長（安永 友行） １１番、庭田議員。

○議員（１１番 庭田 英明） それは対策課の判断でされたということでよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） 対策課のほうで案を考えまして、庁内で決定をしております。

以上です。

○議長（安永 友行） ８番、大庭議員。

○議員（８番 大庭 澄人） この時間額と月額とが違うんですが、同じ時間額にしたほうが分かりやすいと思うんですが、分けられた理由をお聞きます。

○議長（安永 友行） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） 時間額にしますと、やはりその部分の集計をするのに時間がかかります。月額にしておけば毎月ということで。定期的にこちらのほうの会議といいますか、協議は行いますので、やはり月額のほうが適当だろうというところで月額に設定をしております。

以上です。

○議長（安永 友行） ８番、大庭議員。

○議員（８番 大庭 澄人） いくらぐらいの変更になるのか、それもお願いします。

○議長（安永 友行） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） お答えします。金額の変更というふうに理解をしておりますが、時間額でいきますと、昨年ですと、昨年の予算額が５７６万円ということになります。今回は月額ということで、１年間分ですと６０万円。今回は半年ということですので、３０万円の予算化をしておるところです。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第73号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（0名）

日程第6．議案第74号

○議長（安永 友行） 日程第6、議案第74号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平） この山林について、ちょっとお伺いするんですが、所有者の方は、これはいずれも先代、先々代というふうな形になっておりますが、そうした形で現所有者というふうなことになる、契約上はどのように処理されるわけですか、お伺いします。

○議長（安永 友行） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二） 条例に明記されております土地所有者の表示ですけれども、これは、この契約を締結した当時のものがこれまで引き継がれてきております。実際にはこれが、契約の当初の時期と言うと明治というところが始まりなんですけれども、実際には今回、そのいわゆる承継者の方と協議をさせていただいて、関係者が来られる可能性もございますが、そうしたこと

については協議の中で、そうした方々にも御了解をいただくようなところまではお話をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第74号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（0名）

日程第7. 議案第75号

○議長（安永 友行） 日程第7、議案第75号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） 改正後にあります電子資格確認等とありますけれども、資格確認証等も含まれるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） 失礼いたします。議員おっしゃるとおりでございます。資格確認証等が含まれるということでございます。

○議長（安永 友行） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようです。質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） それでは議案第75号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例に対する反対の討論を行います。

この改正は、健康保険の被保険者証をなくすという中で発生をするものでしかありません。本来、マイナ保険証はマイナンバーカードの取得は義務とされているものでもない、任意のものであるにもかかわらず、全ての健康保険証をマイナ保険証とするということを狙って行われているものでありますが、実際に被保険者証そのものの発行を続けることができれば、このような改正も必要のないものというふうに考え、反対の討論といたします。

○議長（安永 友行） それでは、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第75号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（7名）

桜下 善博

村上 定陽

桑原 三平

河村由美子

松蔭 茂

大庭 澄人

庭田 英明

反対（２名）

河村 隆行

藤升 正夫

日程第 8、議案第 7 6 号

○議長（安永 友行） 日程第 8、議案第 7 6 号吉賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。9 番、藤升議員。

○議員（9 番 藤升 正夫） それでは、議案第 7 6 号吉賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてに対する反対の討論を行います。

先ほども述べましたけれども、マイナ保険証のみというふうになったときに、カードリーダー等の不都合だけではなく、マイナ保険証というのは、そもそも受診のたびにカードリーダーにマイナンバーカードを置き、顔認証または暗証番号による本人確認、同意事項の確認、選択をしなければなりません。現行の被保険者証は月に 1 回の提示で済み、これを残すことで、あとはマイナ保険証ですか、また被保険証にするかというのは、受診者の選択に任せて、安心して医療機関にかかれる環境にするということが、本来の医療保険のあり方としても望ましいと考え、反対の討論といたします。

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 8、議案第 7 6 号吉賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、

本案は原案のとおり可決されました。

賛成（7名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	大庭 澄人
庭田 英明	

反対（2名）

河村 隆行	藤升 正夫
-------	-------

日程第9 議案第77号

○議長（安永 友行） 日程第9、議案第77号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますのでこれを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第77号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫

日程第１０．議案第７８号

○議長（安永 友行） 日程第１０、議案第７８号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。９番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫） このたび健康診断料の分が加わりました。よしか病院の現状の健康診断の体制と、町としてですけれども、その健康診断の体制、どういうものを目指すのか、この点についてお聞きします。

○議長（安永 友行） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） お答えします。健康診断に対する質問ということでございます。よしか病院の健康診断については、定期健康診断、それから人間ドックというものをそろえておりまして、定期健康診断についても、ＡとＢと２種類ということで準備をしているところでございます。

内容につきましては、それぞれ定期健康診断と人間ドックでは少し違う部分もありますし、金額も違うということになります。基本的には他の医療機関がやっているような定期健康診断、あるいは人間ドックの項目とほぼほぼ一緒のような形にはなります。ただ、その回数というところが、やはり少し規模的には少ないのかなというところは感じております。町の方針としましても、他の医療機関と同じようなことができる、それからできるだけ回数も増えるというようなことが望ましいと思っておりますが、これについてはやはり今のよしか病院の規模と職員数といったところもありますので、そういったものを見ながら進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行） ９番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫） ありがとうございます。今、人間ドックというのが通常１日で行う分と２日間かけて行う分がありますけれども、２日間で行うという方向であるのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） 現時点では１日の人間ドックというところで行っております。

以上です。

○議長（安永 友行） 質疑はありませんか。９番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫） すみません。予防接種のほうは9,000円から3万円を超えない範囲内ということで、いろいろ調べてみましても2万円台の予防接種は既にあるということで、それで3万円にしたのではないかと想像はしているところですけども、健康診断料についても同じような状況が伺えますが、そういう今の現状における最大の分より高い金額として設定をしたということでよいのか、その点をお聞きます。

○議長（安永 友行） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） 予防接種等につきましても、規則のほうで今、よしか病院で考えられる部分について設定をするということで、その設定をした金額が条例のとおり3万円を超えない範囲内で全て今のところは賄えるということから、そのような設定にしております。健康診断についても同様でございます。

今後、それよりまた高くなるというようなことがありましたら、また再度、条例改正ということになろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第10、議案第78号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

桜下 善博

村上 定陽

桑原 三平

河村由美子

松蔭 茂

河村 隆行

大庭 澄人
庭田 英明

藤升 正夫

反対（０名）

日程第１１．議案第７９号

○議長（安永 友行） 日程第１１、議案第７９号令和６年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１１、議案第７９号令和６年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第１号）を採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

桜下 善博
桑原 三平
松蔭 茂
大庭 澄人
庭田 英明

村上 定陽
河村由美子
河村 隆行
藤升 正夫

反対（０名）

日程第１２．議案第８０号

○議長（安永 友行） 日程第１２、議案第８０号令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１２、議案第８０号令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

桜下 善博

村上 定陽

桑原 三平

河村由美子

松蔭 茂

河村 隆行

大庭 澄人

藤升 正夫

庭田 英明

反対（０名）

日程第１３、議案第８１号

○議長（安永 友行） 日程第１３、議案第８１号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 13、議案第 81 号令和 6 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9 名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（0 名）

日程第 14、議案第 82 号

○議長（安永 友行） 日程第 14、議案第 82 号令和 6 年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 14、議案第 82 号令和 6 年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決

します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、
本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（０名）

日程第１５．議案第８３号

○議長（安永 友行） 日程第１５、議案第８３号令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正
予算（第１号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろし
いですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第１５号、議案第８３号令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第１号）を
採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、
本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（０名）

○議長（安永 友行） ここで１０分間休憩します。

午前９時５８分休憩

.....

午前１０時１１分再開

○議長（安永 友行） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第１６．議案第８４号

○議長（安永 友行） 日程第１６、議案第８４号令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。９番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫） １１ページの説明欄のほうで、一番下にあります企画総務費の業務運営関係委託料であります。これは提案型の地域おこし協力隊の募集に関連するものでありますけれども、この提案型の審査を行うメンバーについて、どのようになっているのかお聞きします。

○議長（安永 友行） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也） 地域おこし協力隊提案型の審査についてですけれども、先般も申しましたとおり、プロポーザルを実施をして、その審査ですが、通常のこういった審査のところできくと、副町長をトップにしてあとは課長と関係するようなところの課長さん方が審査員になるというふうに考えていて、基本的には内部の審査員で審査を行うというふうに考えています。

以上です。

○議長（安永 友行） ９番、藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫） 今のメンバーなんですけれども、役場内の人たちで行われるということですが、専門的な見地というのは特別必要ないということでそうしたのか、その点をお聞き

します。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） 専門的な知見を有する方が審査に入ったほうがいいかというところまで、今提案の内容がまだはっきりしないというところもありまして、そういったところまでは考えておりませんけれども、提案の内容によっては専門的な方を、審査員というかオブザーバーというか、そういった形で招聘をするというようなことも視野に入れて検討したいと思います。

○議長（安永 友行） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） それでは12ページの、これも企画課の関係でございますが、右側の一番上の委託料で業務運営関係委託料であります。これは移住・定住クリエイティブパートナーによる関係でありますけれども、この中で高津川てらすが、2024年度は町の魅力収集コンテンツ企画等も入っております。高津川てらすがこのプロジェクトにおいて責任のある組織としてなれるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） それでは、高津川てらすが今回、移住・定住クリエイティブパートナーにおける町の魅力収集コンテンツ企画といったようなところを、役割というか、担っていただくという組織で、責任のある組織として活動できるかというようなところだと思いますけれども、今回担当のところが文化教育等を担当する集落支援員をここに充てまして、もちろん理事さん含め全員のところでもフォローができるというふうなことで、体制としては十分に責任ある組織だというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） 責任あることはできるということですが、今の高津川てらすの人たちで、この業務に携わる人数と、1か月間あたりのその業務に従事する時間というのを、どのような形で見込んでいるのかお聞きします。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） まず業務人数ですが、先ほど繰り返しになりますけれども、メインで担当するのは教育文化環境事業の集落支援員がメインで担当することになります。主に当たるのは1人ということになります。あと、この方が月にどのぐらい稼働するか、この業務委託に関しての関わりを持つかというところですが、まだちょっと具体的なところも見えてこないもので、何時間ということになりませんが、積極的に関わっていただいて、この委託事業の成果を出していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） 9 番、藤升議員。

○議員（9 番 藤升 正夫） そうしますと、一旦は高津川てらすがやるということで動くんですけども、この高津川てらすから教育文化の担当のところに、また再委託をすると、そういう関係の中で業務が行われるというふうに受け止めていいのか、その場合に高津川てらす全体でこの業務に対して責任を持つという体制をつくらないというふうに感じますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） まず、役場と、地域再生推進法人高津川てらすが契約をします。この時点で、町と高津川てらすの契約関係において、しっかりとまず高津川てらすには実績を出していただきたいということで考えております。その先、今度高津川てらすから集落支援員さんに、ちょっと表現が再委託というところが適当かどうか、今はっきり申し上げられませんが、高津川てらすが今の形、集落支援員の形でいうと、個人事業主への委託ということになっています。同じような形態になると思いますけれども、ここに関してもしっかりと成果が出るようにということで、まず町と地域再生推進法人の高津川てらすとの契約の中で、そこは確認をしていきたいと思います。その契約の履行を高津川てらすと集落支援員の委託関係においても、していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。11 番、庭田議員。

○議員（11 番 庭田 英明） 関連になりますけど、先ほどの協力体にしろ、パートナーの件にしろ、どうも官民連携と言いながら、官の姿がどうも見えない、こういう人を高津川てらすにあてがって、そしてこの計画を進めていこうというような感じが見えるわけですけど、その中で、せっかくああやって PPP に長けたアドバイザーを紹介しているわけですけど、その人の活用と言ったらおかしいですけど、意見を聞いて進めるという方向をもうちょっときちっと打ち出さないと、何せ初めての事業ですし、島根県では当然最初なんですけど、どうもこのままでいくと空中分解をしそうな感じがしています。

そこで町長にお聞きするんですけど、どうしてせっかくアドバイザーの方をお願いして、こういう事業に入った経緯もあるんですけど、あまりどうも敬遠されているんじゃないかというようなところが見えるんですけど、その辺のところはどうなんでしょうか。職員の方だけでこの事業が成就できるのかどうかというのを危惧しているんですけど、その辺のところのお考えを少しお聞かせください。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 官民連携の事業は当然これやっているということで、その象徴が高津川て

らすであります。そこへ国交省の交付金もいただいて、調査業務を発注をさせていただいて成果品が上がっていると。まさにこの、まちの駅構想を実現するために令和6年度から関係者で協議をしながら今、進めているところであります。当然、担当課のほうでは地方創生アドバイザーの吉長先生とはコンタクトを取りながら、当然直接お会いすることは、なかなかお忙しい方でありますので、ウェブとかオンラインで協議をしているようには聞いてますけど、そうした形で御意見は拝聴をしているというふうに認識をしております。

それから、この官民連携というのは高津川てらすだけの話ではなくて、今回予算でもお願いをしております。それから全協でも御説明をさせていただいたITCP、これは全協で申し上げましたように、担当課のほうでこの官民連携をもっともっと深掘りをして進めたいということで、島根県にあります市町村振興協会の補助事業のほうへ挑戦をさせていただいて、そこで採択を受けて、5分の4の助成制度なんですけど、逆に言うと5分の1は吉賀町の持ち出しにはなりますが、そうしたことで財源を確保させていただいて、認知をさせていただいて、それに向けてやっていくと。

もう一つは、今回吉賀町としても初めてでございますが、これまでも地域おこし協力隊をオーダーを出して、こちらのほうから来ていただくということになります。逆に今度は心ある方に提案をしていただく、フリーミッション型ということでこれも初めての挑戦なんです。ですから、どのぐらいの応募があって、どれだけの人がこの吉賀町に興味を持って、吉賀町の地域活性化に力を貸していただけるかというのはまさに未知ではございますが、そうしたこともやりながら高津川てらすで象徴される官民連携と、それからもう一つはITCP、さらにはフリーミッションでの地域おこし協力隊、こうした形でこの行政だけではできない部分を民の力も借りて、前に転がしていこうということでの挑戦でございます。本来ですと、こうしたものは当初予算でということがいいのかも分かりませんが、やはり予算の財源の確保のタイミングもございますので、この9月の補正ということになったわけでございますが、こうした形であらゆる場面を、そして機会を通じて官民連携に取り組んでいきたいということでございます。当然そこには、先ほど申し上げましたように吉長先生の御意見をお伺いしながら、進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行） 予算書11ページの自治振興費でお伺いするんですが、これは公共施設の定期的改修でこれを行うのか、それとも緊急に傷んだから行うのか、総合管理上でのちょうど管理年になっているんですが、そこで取り組まれるのかお聞きします。

○議長（安永 友行） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也） 今回、自治振興施設管理費、改修工事費825万円、ここの部分とい

うことで、今、個別計画でいくと対象は木部谷・大野原の自治会館ということになっております。個別の施設でいうと2024年に中規模改修ということで一応計画が上がっておりますけれども、この個別計画自体のこの中規模改修という記載のところが特段何をするというような記載で、たしか詳細が決まっていたわけではありません。

今回上げさせていただく木部谷・大野原の自治会館については床を改修したいというふうに考えていまして、この床の改修自体はもうかれこれ数年以上前から、大分老朽化が進んでいるということで自治会のほうから提案をいただいているような事業です。若干そのコロナの期間、活動が制限されたこともありまして時期遅れましたが、今回の当初でアスベストの調査をしていただきまして、問題がないというか普通の工事でできるということで今、今回予算要求をさせていただいたものです。

以上です。

○議長（安永 友行） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行） そうしますと、個別計画でありますように、今年度中に中規模改修というか、改修があるということでよろしいですか。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） 施設個別計画に掲載されている中規模改修については、今のところ対象となるような事業は考えておりません。

以上です。

○議長（安永 友行） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行） 次に、予算書19ページ。災害復旧関連で個数がかなりあるんですが、これはどういうふうに発注されるのか分かりませんが、手作業とかいろいろな細々小さい仕事とは思いますが、機械等が入るのに仮設とか進入路、これはどういうふうにこれの中で見積もられておるのかお聞きします。

○議長（安永 友行） 河野建設水道課長。

○建設水道課長（河野喜代志） ただいまの質問のところでございますけれども、今現在の予算につきましては、ちょっと概算という形で出させていただいております。詳細につきましては、担当の者が個別に積算等はしておりますので、その中で必要なところにつきましては、仮設であったりとかいう形で請求されるという形になっております。

以上です。

○議長（安永 友行） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博） 今の河村議員の質問の関連なんです。35か所ということで挙がっておりますが、以前でしたら水利組合が管理している農用水路については、原則的には水利組

合が修理保全するんだというふうな原則がありましたが、最近は水利組合が管理する用水路でも災害復旧であれば対象に入れていただいて、今度は35か所のうちの分も水利組合が管理している用水路の改修修理が、土砂撤去などを含めて上がっていると思うんですが。本当にありがたいことなんですが、原則的に水利組合が管理している農業用水と災害と、その災害復旧とどのように区別するのか、これ全て対象になれば町内農用水路、水利組合が管理している用水路は相当あると思うんですが、これが全て災害であれば公費で災害ということで土砂撤去などを補修してもらえるのか、その辺について基本的な考えをお聞きします。

○議長（安永 友行） 河野課長。

○建設水道課長（河野喜代志） このたびに関しましては、7月上旬のところであった豪雨の災害によるものということでございまして、基準というのは基本的には先ほど言われましたように、水路については地元の水利組合等で管理をしていただくという形になっております。

ただ、このたびのような大規模な災害ということになりますと、なかなか人力ではできない部分がありますので、その辺は個別の現場を見て判断という形にさせていただいているところが現状でございます。

以上です。

○議長（安永 友行） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博） 非常に玉虫色の答弁ですが、要するに災害時の水路であれば公費で直していただける、そうでない、災害でない、いわゆる普通の何もないときの水路については、水利組合が管理しているところについては町としては関与できない、そういうような判断でいいんでしょうか。

○議長（安永 友行） 河野課長。

○建設水道課長（河野喜代志） すみません、なかなかはっきりこれというふうに言えなくて申し訳ないんですけども、先ほど言った答弁の繰り返しにはなってしまうんですけども、基本的にはそういった形で管理をしていただくと。ただ、やはり現場を見て、とても人力では対応できないという形になれば、今の災害対応という形でやらせていただけるというような現状でございます。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） すみません、先ほどの12ページの高津川てらすの関係ですけれども、先ほども申しましたが、再委託かどうかは別にしてなんですけれども、高津川てらすが組織としてきちんと受けた仕事をどうやってするのかとか、そういうことをしっかりと協議する場が、高津川てらすの中にそういう場があるのか。また、それに対してそれぞれの集落支援員なり地域

おこし協力隊の人たちがどう関わるのか、そういう仕組みが何も見えてきません。そうすると、本当に任せていいのかという不安のほうが高いわけなんですけれども。高津川てらすの今の形が、本当にこれでいいというふうに町として捉えているのか、その点お聞きます。

○議長（安永 友行） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也） まず高津川てらす、内部的な組織に関しましては今、法人概要のところとか約款のところかというと、ちゃんと理事会があってその下に理事さんがいてというような、通常の組織形態をされていると。今年度からは、月1回のミーティングをしまして、全体の共有を図っていったって集落支援の活動も把握をするし、逆にその集落支援の活動に対して意見をするといったような活動に切り変わっているというか、進化をしているというような状況です。

基本的なところでいうと、昨年度までなかなかその話し合いの機会というのが定期的にはなかったんですけれども、今年度からは決定等は理事会できちんと言うと。そのことに対して、毎月報告会というか情報共有会をもって、集落支援員と理事さんと会員さんとで一体的に進めていくというふうになっているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） この理事会は本来行政が入るべきものではないというふうに考えますが、ただ何らかの方法で、そういうところに理事の方や役場の方も、たしかおられたかと思いますが、記憶がはっきりしませんが、行政としての意見をきちんと伝えることについては、今どのような形で行われているのかお聞きます。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） 高津川てらすへ行政としての意見をどう伝えているかということですが、基本的には担当を通じて理事長なりに意見をさせていただいているという状況です。前回というか、今年1回その先ほどの定期的なミーティングに関して行政参加をさせていただいたこともあります。いろんな場面場面で行政としての意見を伝えていけるというふうに考えていますし、伝えていっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子） 関連になるかと思うんですが、これは12ページでしたか。先ほどの業務運営関係委託料が1,300万円、これは特別交付か何かでお金が入ってくるんだろうと思うんですが、いわゆる去年もそうなんですが、あれたしか総務省か何かで1,350万円ぐらいで、支援員というのが3名でした。その中の1名を使って、このたび活動というか、事業をするということでしょう。ということは、その上に先ほど来、年間528万円ぐらいの高津川てら

す云々というのが出ておりますが、今後は透明性をもって理事会であったり、支援員との報告会をするということではありますが、今現在、我々には目に見えていこうという成果はないと思うんですが、見えてこないんです。

そうした中で、やはり厳しい時代ですから費用対効果ということを考えなきゃいけないと思うんですが、そのところの棲み分けをきちっと透明性をもって議会にも説明したり、もちろん住民の方にもそうなんですが、お金をきちっと無駄なく効果的に使ってほしいという、いくら特交だから何でもいいですよということではなくて、将来発展性のある投資効果がないと意味ないと思うんです。そういったところで何もかもいけないということではなくて、やはり棲み分けと透明性をもって効果を発揮してほしいということをお願いしたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） 高津川てらすの活動がなかなか見えないといったような御意見であったかと思います。今、集落支援員が何をしているかというのを、定例会においては議会のほうには報告をさせていただいております。あと住民の方に、なかなか知っていただけないということもありまして、この春頃から高津川てらす通信、ちょっとごめんなさい、名前ははっきり覚えていないんですけれども、各戸配布に毎月入れさせていただくようになりました。今回25日配布のものに関しても、高津川てらすが今何をやっているか、今後何をやるか、たしか今度ハロウィンをやるよという記載があったと思うんですけれども、そういったところで少し情報発信を強化をするというか、皆さんのお手元、目に触れるような機会を作るということで、高津川てらすも動いておりますので、御理解いただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子） 高津川てらすの活動につきましては、活動内容とか情報紙をもって周知をするというだけではなかなか、見る人は見る、見ない人は見ないということになりますし、今現在あそこを使っているのがフィットネスの関係、これは会員がかなりおられて健康増進につながっていると、非常にいいことだと思うんですけれども。いくら紙面でも出して受付も何にもないわけでしょう。行って、住民の方はあそこ集いましょうって、それは何かのセミナーやります、何かのイベントやりますということになれば人が行くかもしれませんが、ただただ、そういうふうなのを紙面ですすだけでは、あそこに受付も何にも、誰もおられないということでは、ちょっと住民の方は使いにくいっていうか、行きにくいっていうか、利用しにくいんじゃないかと思うんですが、その辺どう考えられますか。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） 議員御指摘のとおり、フィットネスに関しましても今、毎日開催して

いるわけではありません。ほかの事業に関しましても、毎日何かあそこでイベントということでは、現状ないのが事態です。今後カフェをするというような計画もあって、それも毎日なかなか運営はできないとは思いますが、そういった日常使いといいますか、毎日誰かがいて、あそこに行けば人がいるというような体制については、今回、集落支援員さん3人と地域おこし協力隊1人ということで4人体制になっておりますけれども、少しそういった部分も考えていただけるようにお伝えをしていこうというふうに考えています。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行） 関連になるんですが、よく分からないんですが、今企画課でやられている移住相談員の方がおられます。今その事業をされていると思うんですが、これで結果が出せなかったからこの全員協議会ときの資料もそうなんですが、進めることができなかったから、こういうプロジェクトをやるんだと。

今度は、今ある窓口は全部高津川てらすのところで、このクリエイティブパートナー、これが窓口になってやって、企画課に今までおられた方、そういう業務は全部向こうへ行くということなんですか。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 話がいろいろ複層しているように受けるんですけど、官民連携というのは1つのものにまとめるとかそうしたことなく、いろいろなことを、方策を講じてやっていくということだろうと思います。

ですから今、議員のほうからお話でしたが、確かに今、相談員さんが企画課のほうへもう長年お勤めでございます。成果があったかどうかといえ、私は十分成果があると思います。議員の皆さんも新聞で先般、目に触れられたかと思いますが、吉賀町は令和4年度と令和5年度のいわゆるU I ターンの伸び率でいうと、吉賀町は91人で島根県内で断トツです。確かに御議論があるように、その91人のうちの41人は外国人なんです、分析をすると。差し引きをすると日本人だけで50人なんです、その50人をとっても県内の自治体では断トツです。2番目がたしか安来だったと思います。安来は37です。そうした中で吉賀町、本当に今頑張っておられますから、私は移住・定住のその相談員の皆さん、今おられる方含めてですけど、担当職員を含めて、ほかの民間のレベルでそうしたことをやっておられる方もたくさんいらっしゃいますから、個人的にも。

私は十分効果があっているというふうに思っていて、それはそれとして当然続けてやりますけど、まだまだほかの方法で移住・定住を進めていこうということで、高津川てらすさんも今、支援員を配置をして、いろいろなことをしていただいています。それから今回も、御提案なり御

説明をさせていただいたように、県の市町村振興協会のほうへ提案をさせていただいて採択をいただいた、このITCPであったり、それからもう一つは地域おこし協力隊の提案型、フリーミッション型であったりということで、これまでなかなか我々行政だけではできなかったこと、それから行政ではなかなか気づきがなかったところを、いろいろな方の知恵を拝借して、まさに官民あげて総力戦でやっていこうという、こういう構えでございますので、ですからいろいろな方策を講じて、1つのところでまとめてやるとかそういった概念ではなくて、いろいろなことをそれぞれの立場でやっていきましょう。それで総力として移住・定住を伸ばしていったら、社会増といえますか転入増のところ目指していこうと、こういうことでございますので、逆にどこか1つを絞り込んでしまうと、なかなか、出口も少ない、入り口も少ないということになりますので、たくさんの入り口も出口もあった方がいいんじゃないかというふうに私は思っておりますので、いろいろな品揃えをしてそうした対策を講じていきたいと、こういった思いでございます。

ですから今、ちょっとお話がございましたけど、高津川てらすのところ1つに一気に集約をするというイメージではございません。

○議長（安永 友行） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行） この前の全員協議会の資料を見ますと、そういうふうに伺えますし、また定住希望で来られる方もどこに相談に来ていいかわからない、またその窓口によってその対応が変わるというようなこともあるかもしれませんが、そういうことはないと思うんですが、大丈夫なんですか。

○議長（安永 友行） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也） 今、全協資料の現状と課題の2段落目のところの、新たな仕組みの共創によって町の魅力を内外に伝える体制構築が課題となっていますというところを受けて、交流、定住の受け皿となる組織の構築というようにところを課題解決策として提案をさせていただいていると。もちろん行政と一緒にやっていくということで、ずれがあるということは基本的にはあってはならないというふうに考えております。

ただ、先ほど町長も申しましたとおり、行政が気づかないことやできないことについて、こういう組織でカバーをしていただけるということであれば、そこは、ずれると言われるとちょっとあれですけども、基本的には同じ方向を向いてやっていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明） 13ページと17ページに老人福祉センターとゆ・ら・らの予算が出ていますけど、お聞きしたいのは、この指定管理施設の工事なり、備品の入札、どのようになっているのかというのをお聞きしたいと思いますし、これは説明がありましたけど、福祉セン

ターとゆ・ら・らの予算の詳しい内訳をお知らせください。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） まず、工事、備品の入札についてですけれども、基本的には今時間とれるものに関しましては、一般競争入札を適用することもございます。ただ緊急の場合、どうしても随意契約ということで、現場の安全等を優先してやるということになってきております。

あと、細かい内容なんですけれども、13ページ、老人福祉センター管理費修繕料については源泉タンクの洗浄ということで計上させていただいております。

17ページ、健康増進交流促進施設の修繕料に関しましては、手すり、源泉風呂がありまして、こちら少し滑りやすいような泉質になっていて、実際転倒されてけがをされたという事例が発生しました。そのことを受けて手すりの設置、あとは消防の機器に関しまして不具合があるということで、こちらのほうを修繕をしたいというふうに思っております。あと源泉のポンプ、こちら壊れているというようなどころがありまして、こちらの修繕費というようなどころで考えております。

また、その下段にある工事改修費、庁用器具費というところですが、工事改修費につきましては今、厨房の給湯、ガスがついています。こちらのZEBの工事のときには改修をしておりませんで、室内にあるガス給湯器があります。こちらがエラーが出て稼働しなくなるということで、今回はどうしても熱源が屋内にあると厨房環境が悪くなるということと、ちょうどガスの給湯器の上に排気の大いファンが付いているんですけれども、このファンを更新することとも併せてやっておかないと、そのたびごとに厨房を全面ストップしてやるということもあるので、そういうところを考えております。

庁用器具費については2つです。スチームコンベクションオープンというのがありまして、こちらのゆ・ら・らオープン当時から使っているもので約24年ぐらい経過をしているというものです。24年経過をしているということで基盤がなかったりとか、各種不具合が起きているということなので、こちら更新をしないでということではということで計上しています。

もう一つが、通常ガス台というかガスコンロなんですけれども、こちら当初のままで錆がきていて、ガスの配管等がありまして漏れる恐れもあるということで、危険であるということから今回予算のほうを計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（安永 友行） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明） 17ページの006、今説明がありましたけど、給湯器、その上の排気なんですけど、それも将来の改修を見越してということで167万2,000円の予算が出ていますけど、ほかの施設で近い将来、こういうことが起きるんだろうということを見越して改

修されていますか。そこのところお聞きします。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） 基本的にはなるべく□□□がないようにというふうに考えております。

今回、屋外にこのガス給湯機を持っていくということで考えております。そうすると今、話題にあった強制的に排気をするファンを設置しなくてもいいというところもあって、併せて今回撤去というふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明） 当面、ここを修理するとき、将来的な予測としてここもどうなんだという予測ができるわけです。それを今この予算でやろうとしているわけですが、私が聞きたいのはほかの管理施設に対しても、そういうやり方をされているかということをお聞きしているわけであります。

管理施設ですので、10万以下は管理者の個人負担になるわけです。次から次に修繕が出てくるということになりますと、管理者の相当な負担になるわけであります。そもそも公の施設ですので、そこの辺のところは行政がしっかりフォローしていくべきものだと思いますけど、ほかの施設でも同じ方法でやられていますか。明確にお答えください。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） 明確にということですがけれども、ケースによっては先に、先行投資をするということもありますし、ケースによってはこれはこの箇所だけで終えておこうということもあります。

以上です。

○議長（安永 友行） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明） 企画課がそうやって判断して、その判断が誤ったという事例が起きたらどうされるわけですか。

例えばここが壊れた、次はこっちも壊れるかも分らんから、一緒に、総合してやったら、こういう百何万の予算になるわけです。それを単品でやったら10万円以下、これだけ修理して、管理者に負担を負わせてやるやり方がどうなんかということをお聞きしとるわけです。

本来なら、公の施設ですので、管理者が損益を被るようなことを行政がしていいわけがないです。その辺のところもう一回、きちっとした行政の責任としての管理ができているかということをお聞きしておきます。できているかできていないか、どちらかでお答えください。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） できているかできていないかということであれば、できているという

ふうに考えています。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第16、議案第84号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、
本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（0名）

○議長（安永 友行） それでは一般会計が済んだところですので、追加日程についてお諮りをします。

お手元に配付したとおり、同意第14号吉賀町教育委員会教育長の任命同意についてが追加として提出をされております。

ここでお諮りをします。同意第14号吉賀町教育委員会教育長の任命同意についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 異議なしと認め、したがって、同意第14号吉賀町教育委員会教育長の任

命同意についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

ここで議案の配付等々、準備もありますので5分間休憩します。

午前11時02分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（安永 友行） お待たせしました。休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 同意第14号

○議長（安永 友行） 追加日程第1、同意第14号吉賀町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、同意第14号吉賀町教育委員会教育長の任命同意についてであります。

下記の者を吉賀町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、吉賀町□□□□□□□□、氏名、河野洋司。□□□□□□□□□□生まれ。

令和6年9月24日提出。吉賀町長岩本一巳。

提案理由。吉賀町教育委員会教育長、中田敦氏の任期が、令和6年10月31日をもって満了するため、次期教育長を任命しようとするものであります。

それでは、この同意案件につきまして、私のほうからこれまでの経過を含めまして御説明をさせていただきますと思います。

今回の案件は、現在御就任をいただいております中田敦教育長が、10月末日の任期満了をもって退任することとなったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、後任の教育長の任命について議会の同意を求めるものであります。

まず、中田教育長についてでございます。中田教育長は、令和3年11月1日に教育長に御就任され、3年間の任期ということで勤務をしていただいております。当町では、歴代教育長につきましては、全て役場出身者でございまして、教職員経験者を登用するのは中田教育長が初めてのことでございました。

御本人としては、不安な点や戸惑いがある中で、就任以降、学校教育、社会教育における様々な大きな課題に対し真摯に取り組んでいただきました。また、新型コロナウイルス感染症に対しても、現場対応を含め教育委員会のトップとして奔走していただいたところでございます。

私といたしましては、任期満了後も引き続き2期目の就任をお願いさせていただきました。し

かし、御本人様の意思も堅いことから、大変残念ではありましたが、その意思を尊重し、御勇退について承諾したところでございます。

この３年間、本当に毎日毎日気を緩めることのできない日々が続き、中田教育長には大変辛い思いをさせてしまったことと思います。改めてこれまでの御尽力に対して御礼を申し上げますとともに、残された１か月少々の任期を、元気で全うしていただくことをお願い申し上げておきたいと思います。

続きまして、同意案件として上程いたしました河野洋司さんの経歴等について御紹介をさせていただきます。

タブレットのほう、議案書の次のページにお付けしております資料、こちらにも記載しておりますように、河野さんは□□在住の６２歳でございます。広島大学を卒業されまして、昭和５９年４月に吉賀中学校教諭として赴任され、合併前の六日市町及び柿木村、益田市で勤務をされました。

その後、平成２０年４月には教頭として蔵木中学校へ、さらに平成２４年４月からは校長として六日市中学校及び柿木中学校での勤務を経て、令和４年３月に退職をされました。

退職後におきましては、益田市内の中学校で１年間非常勤講師として勤務をされ、令和５年４月からは柿木公民館の館長に御就任いただき、現在に至っております。

また、社会的活動歴も豊富でございまして、記載しておりますように環境団体タカラバ代表など、数々の団体等の役員などにも御就任いただいております。

申し上げましたように、長年にわたり学校現場で子どもたちの育ちに携わり、教頭並びに校長という管理職員としての経験を有する方であります。さらに、公民館長としての経験をはじめ、社会教育や社会体育といった地域貢献活動にも大変御造詣の深い方でもございます。

お人柄も誠実温厚で、地域でも大変お付き合いの幅の広い方でもございまして、誰からも信頼され、信望の厚い方でもございます。

御本人といたしましても、行政現場での経験がないことから、少々御不安な点や戸惑いもあるかと思いますが、学校現場等を熟知しておられる河野さんと、行政職員であります事務局職員が情報共有して連携すれば、当町の教育行政は円滑に進むものと思います。

河野さんにおかれましては、これまでの経験の上に立って、当町の児童生徒の健全な育成をはじめとする教育界の発展のために御尽力いただくことを、私も確信しておりますところでございます。

このようなことから、私は河野さんが中田教育長の後任の教育長として最も適格な人物であると判断し、本日人事案件として提案させていただきました。

なお、任期につきましては、本年１１月１日から令和９年の１０月３１日までの３年間でございます。どうか全会一致での御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行） 提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平） 河野氏を推薦されたということでございますが、現在柿木の公民館長でございます。先立って公民館長の不在の公民館もあるようでしたが、柿木においても、できる限りスムーズな公民館長の後任の件も考慮していただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 先ほどもお話をさせていただきましたが、現在河野さんにつきましては、柿木公民館館長に今御就任いただいております。今回御就任をいただければ、当然柿木公民館長が不在だと、こういうことでございます。

通常、特別職の人事案件につきましては、これまでの慣例で申し上げますと、会期の最終日に上程をさせていただいたのが慣例でございました。

ということになりますと、今回では10月2日でございます。ただ、そういたしますと、やはり公民館長の後任を考えるということにつきまして、いささか時間的にも厳しいかなということでもございまして、後任の公民館長を選任する時間を少しでも猶予があればという思いの中で、本日会期中途ではございますが、9月24日のところで上程をさせていただいたということでもございまして、今、4番議員のほうからお話のあったことも含めて、本日のこの提案になったということでもございます。

当然、私といたしましても、公民館を核としたまちづくり、地域づくり、さらにサクラマスプロジェクトを進めておる責任もございまして、この人事案件について御同意をいただいたその暁には、一刻も早く、できれば10月の末までのところで後任を決めていただいて、11月1日からは新しい教育長、加えて新しい柿木の公民館長が誕生するよう、教育委員会のほうにも御指示をさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

追加日程第1、同意第14号吉賀町教育委員会教育長の任命同意についてを採決します。

なお、1年ぐらい前から電子投票をこれやりだしたんですが、それからはたしか人事案件はなかったと思いますが、人事案件については起立採決をしておりましたが、この電子投票では、ちゃんと名前も出ますので、電子投票行いますので、ご承知おきください。

それでは、追加日程第1、同意第14号吉賀町教育委員会教育長の任命同意について、賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（0名）

○議長（安永 友行） それでは引き続き、元の日程に戻ります。

日程第17、発議第3号

○議長（安永 友行） 日程第17、発議第3号現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）を議題とします。

本案についての総務常任委員会の報告を求めます。9番、藤升総務常任委員長。

○総務常任委員長（藤升 正夫） それでは、発議審査報告書につきまして、読み上げて報告をしたいと思います。

令和6年9月24日、吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長藤升正夫。

発議審査報告書。

本委員会に付託された発議を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

- 1、出席委員、桜下善博、村上定陽、三浦浩明、大庭澄人、藤升正夫。
- 2、説明員、保健福祉課長、中林知代枝。

3、審査対象、受理番号第104号、発議第3号、件名、現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）。

内容、任意取得が原則のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う現行の保険証廃止が、今年12月2日と決定されている。

一方で、マイナ保険証を持たない人は、資格確認書の申請が必要となり、失念すると無保険扱いとなって保険医療が受けられなくなる。マイナ保険証での受診は、受診のたびに本人確認、同意事項の確認を求められることから、国会、政府に現行の健康保険証の存続ができるよう、再検討を求めるものです。

4、審査年月日、令和6年9月17日。

5、審査における意見等、7月の国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者は、それぞれ1,098人、1,596人、マイナ保険証登録者は831人（75.7%）、1,051人（65.85%）となっており、未登録の被保険者に資格確認書を送付する。

マイナ保険証の7月の利用率は、全国で11%、島根県15%、よしか病院8.1%、これは8月ですが、となっています。

マイナンバーカードは、1枚で多くの機能を持ち便利になる。国策として多額の費用をかけてきた産みの苦しみであり、先送りしないほうがよい。

クエスチョンとして、マイナ保険証は情報が入ってくるので犯罪が起きやすい、に対し、毎回持って行かなければならないことから、確率が高くなるという回答を得ています。

町内全ての医療機関でマイナ保険証を使うことができる。よしか病院の場合、予約の患者さんはマイナ保険証と診察券が必要となるということで、これはあくまでもよしか病院についてのこと、そこそこの大きいところについては、診察券もマイナ保険証に一体とされているという状況もありますので、併せて報告をしておきます。

6、討論なし。審査結果、賛成少数で否決と決しました。

以上です。

○議長（安永 友行） ただいま委員長が報告されましたことに対して質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） それでは質疑は終わります。

これより討論を行います。委員長報告が否決ですので、討論については原案について行いますので、よろしくお願いします。

それでは、原案についての討論を行います。賛成討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） それでは、発議第3号現行の健康保険証の存続を求める意見書案に

対する賛成の討論を行います。

ただ、通常は発議者が賛成の討論というのはあまりしないわけですが、今回については賛成の討論を行います。

この発議は、診療を求める方がスムーズに健康保険の資格確認を行うことで、早い診察につなげるために、現行の健康保険証存続を求めるものです。

マイナ保険証を読み取るカードリーダーの不具合があったときの対応について、厚生労働省保険局長名で健康保険組合などに通知されたマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応については、資格確認ができないときは、マイナポータルの画面や健康保険証を医療機関の窓口に提示することにより資格確認を行い、自己負担分の支払いを求めるとしています。

これができなければ、被保険者資格申立書への記入が求められます。現行の健康保険証さえあれば、混乱のリスクを下げることができ、マイナ保険証の利用を妨げることもありません。診療を求める側と診療をする側のどちらにとってもよい環境となることを述べて、賛成の討論いたします。

○議長（安永 友行） それでは、原案についての反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、発議第3号現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）を採決します。この発議に対する委員長の報告は否決です。従って、原案について採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

賛成（4名）

桑原 三平

河村 隆行

大庭 澄人

藤升 正夫

反対（5名）

桜下 善博
河村由美子
庭田 英明

村上 定陽
松蔭 茂

日程第18. 発議第4号

○議長（安永 友行） 日程第18、発議第4号賃金引上げ分への支援等で営業を守ることを求める意見書（案）を議題とします。

本案については、経済常任委員会の報告を求めます。6番、松蔭経済常任委員長。

○経済常任委員長（松蔭 茂） それでは、発議第4号についての審査結果を報告いたします。
賃金引上げへの支援等で営業を守ることを求める意見書（案）。

去る9月18日に委員会を開催いたしまして、この意見書については賛成少数で否決となりました。

以上でございます。

○議長（安永 友行） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） それでは、委員長にお聞きをいたします。

この審査に当たりまして、最低賃金の引上げが中小零細事業者、人を雇用しているところ全てですけれども、への影響について、どのような調査をされましたか、お聞きします。

○議長（安永 友行） 松蔭経済常任委員長。

○経済常任委員長（松蔭 茂） 影響ということにつきましては、詳しく調査しておりません。

○議長（安永 友行） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） 詳しく調査されていないということですので、どの程度、詳しくなくていいんですが、詳しくない部分について報告をしてください。

○議長（安永 友行） 松蔭経済常任委員長。

○経済常任委員長（松蔭 茂） 詳しくないということなんで、あまり詳しく審査というわけではなかったもので、それが詳しく調査していないということでございます。

○議長（安永 友行） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。先ほどと同じですが、委員長報告は否決ですので、原案について討論を行います。原案について賛成討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） それでは、発議第4号に対する賛成討論を行います。

島根県商工会連合会が、今月１３日に島根県知事に、コスト高や最低賃金上昇などで厳しい経営環境にある中小零細企業者の支援を丸山島根県知事に求めたことを、１９日の地方紙が報じていました。

記事には、高橋会長は、「物価・エネルギー高や人手不足に加え、１０月から最低賃金が５８円高い９６２円に引き上げられるなど、中小零細事業者にとって厳しい経営環境が続くのを踏まえ、変化する事業環境に対応するため、積極的な支援を求めたいと訴えた」とありました。

以前に、賃金引き上げで六日市の会社の方とお話をしたとき、「賃上げをしたら会社がやれなくなる」というお話も伺っています。県の商工会連合会の訴えは、町内の事業者さんと同じだと思います。

政府の一般会計予算中、中小企業対策費は、２０２４年度１，６９３億円、２０１５年度の１，８５６億円から１６３億円、９％も減らされ、歳出全体の０．２％でしかありません。最低賃金の引き上げは、経営環境をさらに厳しくするものと受け止め、社会保険料と賃金引き上げ分への支援を国に求める必要があるということを訴え、賛成討論といたします。

また、先ほどの経済常任委員会委員長の質問に対する答弁の中で、町内事業者の関係をことを十分審査していないと。非常に残念です。どうしてそれをしないで結論を出すのか。少なくともそこのところ、何とかしようということを考えない姿勢そのものが、それに対して非常に私は不満を持っているし、審査のあり方としては間違っていると指摘をせざるを得ません。

今後の審査においては、もう少しというよりも、しっかりと審査することを意見として申し述べ、賛成討論といたします。

○議長（安永 友行） 次に、反対討論はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） はい。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第１８、発議第４号賃金引上げ分への支援等で営業を守ることを求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成少数です。したがって、

本案は否決されました。

賛成（２名）

河村 隆行

藤升 正夫

反対（７名）

桜下 善博

村上 定陽

桑原 三平

河村由美子

松蔭 茂

大庭 澄人

庭田 英明

日程第１９．決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（安永 友行） 次に、日程第１９、決算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

初日に設置しました決算審査特別委員会委員については、別紙名簿のとおり総務、経済各常任委員会より３名ずつ選出をしていただきました。別紙のとおり委員を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 異議なしと認め、決算審査特別委員会委員については、別紙名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

なお、委員の互選につきましては、事前に行っていただいておりますので、ここで報告します。

委員長には４番、桑原議員、副委員長には２番、村上議員が選任されましたので、報告をいたします。

○議長（安永 友行） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。御苦勞でございました。

午前１１時４３分散会
